

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 5 年 9 月 日

申請者 フリガナ 氏名又は名称 カブシキカイシャ ガクケントシセツビ 株式会社 学研都市設備
 住所 大阪府枚方市西田宮町14番7号
フリガナ 代表者氏名 カワヒガシ マサヤ 代表取締役 川東 政哉
 電話番号 072-841-6663
 FAX番号 072-841-6659
 メールアドレス info@s-gakken.com

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 18 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者	✓	15	斑鳩町 水道事業管理者	✓	22	広陵町 上下水道事業管理者	✓
2	大和高田市 上下水道事業管理者	✓	9	生駒市 水道事業管理者	✓	16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	✓
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	✓	10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長	✓	17	磯城郡 水道企業団企業長	✓	24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者	✓	11	葛城市 上下水道事業管理者	✓	18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	13	平群町 水道事業管理者	✓	20	上牧町 水道事業管理者	✓			
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者	✓	21	王寺町 水道事業管理者	✓			

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 5 年 9 月 日

届出者

氏名又は名称 株式会社学研都市設備
住 所 枚方市西田宮町14番7号
代表者氏名 代表取締役 川東 政哉

水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	カブシキカイシャ ガクケンシセツビ 株式会社学研都市設備 土島向太郎		
住 所	〒630-0142 生駒市北田原町2452番21		
フリガナ 代表者の氏名	カワヒガシ マサヤ 代表取締役 川東 政哉		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
代表者の氏名 ・ 役員の氏名	代表取締役 川東 晃	代表取締役 川東 政哉 取締役 井上昌司 取締役 石橋加奈子 取締役 川東幸枝	令和5年 月 日

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 5 年 9 月 日

申請者

氏名又は名称

株式会社学研都市設備

住 所

枚方市西田宮町14番7号

代表者氏名

代表取締役 川東 政哉

水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

大阪府枚方市西田宮町14番7号
株式会社学研都市設備

会社法人等番号	1200-01-149358	
商号	株式会社学研都市設備	
本店	大阪府枚方市茄子作東町5番2号	
	大阪府枚方市西田宮町14番7号	平成21年9月1日移転
		平成21年9月4日登記
公告をする方法	官報に掲載する	
会社成立の年月日	昭和42年10月6日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1. 配管工事業 2. 水道施設工事業 3. 舗装工事業 4. 消防施設工事業 5. 土木、建築工事業 6. 産業廃棄物収集運搬及び処理業 7. とび、土工、コンクリート工事業 8. 機械器具設置工事業 9. 不動産の売買、仲介、賃貸及び管理業 10. 前各号に附帯関連する一切の事業 <p style="text-align: right;">平成17年10月29日変更 平成17年10月31日登記</p>	
発行可能株式総数	18万2000株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 10万株	
資本金の額	金5000万円	
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡するには、株主総会の承認を受けなければならない。 平成25年11月30日設定 平成25年12月11日登記	

役員に関する事項	取締役 <u>川 東 晃</u>	平成29年11月 9日重任
		平成29年11月14日登記
		令和 5年 9月 1日辞任
		令和 5年 9月 5日登記
	取締役 井 上 昌 司	平成29年11月 9日重任
		平成29年11月14日登記
	取締役 <u>川 東 昌 子</u>	平成29年11月 9日重任
		平成29年11月14日登記
令和 4年 2月17日辞任		
令和 4年 3月 4日登記		
取締役 川 東 政 哉	平成29年11月 9日重任	
	平成29年11月14日登記	
取締役 <u>川 東 実 沙 子</u>	平成29年11月 9日重任	
	平成29年11月14日登記	
	令和 4年 2月17日辞任	
	令和 4年 3月 4日登記	
取締役 石 橋 加 奈 子	平成29年11月 9日重任	
	平成29年11月14日登記	
取締役 <u>宮 川 未 佳</u>	平成29年11月 9日重任	
	平成29年11月14日登記	
	令和 4年 2月17日辞任	
	令和 4年 3月 4日登記	
取締役 川 東 幸 枝	平成29年11月 9日重任	
	平成29年11月14日登記	

大阪府枚方市西田宮町14番7号
株式会社学研都市設備

	取締役 宮川達郎	平成31年 3月29日就任
		平成31年 3月29日登記
		令和 4年 2月17日辞任
		令和 4年 3月 4日登記
	京都府木津川市木津川台一丁目11番地2 代表取締役 川東晃	平成29年11月 9日重任
		平成29年11月14日登記
		令和 5年 9月 1日退任
		令和 5年 9月 5日登記
京都府相楽郡精華町光台六丁目1番地10 代表取締役 川東政哉	平成29年11月 9日重任	
	平成29年11月14日登記	
支店	1 奈良県生駒市北田原町2452番21	
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により 平成15年 2月17日移記	



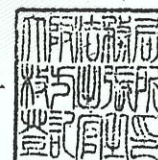
これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(大阪法務局管轄)

令和 5年 9月14日

大阪法務局枚方出張所
登記官

寺野洋一



株式会社学研都市設備定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社学研都市設備と称する。

(目的)

第2条

1. 配管工事業
2. 水道施設工事業
3. 舗装工事業
4. 消防施設工事業
5. 土木、建築工事業
6. 産業廃棄物収集運搬及び処理業
7. とび、土工、コンクリート工事業
8. 機械器具設置工事業
9. 不動産の販売、仲介、賃貸及び管理業
10. 前各号に附帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を大阪府枚方市に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告方法は、官報に掲載してする。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、18万2000株とする。

(株式の譲渡制限)

第6条 当社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。

(株券の不発行)

第 7 条 当社は、株式に係る株券を発行しない。

第 3 章 株主総会

(招集)

第 8 条 定時株主総会は、毎事業年度の終了後 3 か月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合には、いつでも招集することができる。

(決議の方法)

第 9 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

第 4 章 取締役

(員数)

第 10 条 当社の取締役は、3名以上とする。

(選任及び解任の方法)

第 11 条 取締役の選任及び解任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。

(任期)

第 12 条 取締役の任期は、選任後 10 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(社長及び代表取締役)

第 13 条 取締役が 3 名以上ある場合は、そのうち 2 名を代表取締役とし、取締役の互選によってこれを定める。

2 代表取締役を社長とし、会社の業務を執行する。



第5章 計 算

(事業年度)

第 14 条 当会社の事業年度は、毎年9月1日から翌年8月31日までとする。

(剰余金の配当等)

第 15 条 当社は、株主総会の決議によって、毎年8月31日の最終の株主名簿に記載又は記録ある株主、登録株式質権者（以下「株主等」という。）に対して剰余金の配当を行う。

2 前項に定める場合のほか、当社は、基準日を定め、その最終の株主名簿に記載又は記録ある株主等に対して、剰余金の配当を行うことができる。

以上は、当会社の現行定款に相違ない。

令和5年9月2/日

株式会社 学研都市設備

代表取締役 川 東 政 哉

